

公 示 第 9 0 号
令和 7 年 7 月 1 日

業 者 各 位

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官官房会計官付
経理室長 中村 恵一
(公 印 省 略)

公 示

入札及び契約心得の一部を、別添のとおり改正し、令和7年7月1日より適用しますので、お知らせします。

添付書類：新旧対照表

改 正 後	改 正 前
別紙様式第 3 8 特定秘密の保護に関する特約条項 (交付・保有) 第 2 条 〔略〕 2 前項の交付を行う場合において、当該特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、特定秘密管理者は、特定秘密の表示に加え、当該各号に定める表示をするものとする。ただし、既に N A T O S E C R E T の表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。 (1)～(9) 〔略〕 (10) 瑞国秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定第四条に基づく防衛装備品及び技術に係る情報保護に関する日本国防衛省とスウェーデン王国を代表する国防装備庁との間の取決め 第 1 項に規定する秘密情報であって、スウェーデン王国国防装備庁から受領したものをいう。第 2 1 条第 3 項第 1 0 号において同じ。） 瑞国政府 <u>(11)</u> サウジ秘密情報（防衛協力及び交流の過程で取得される情報の保護に関する日本国防衛省とサウジアラビア王国国防省との間の取決め第 1 項 a に規定する秘密情報であって、サウジアラビア王国国防省から受領したものをいう。第 2 1 条第 3 項第 1 1 号において同じ。） サウジ政府 <u>(12)</u> U A E 秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定第五条に従って作成される防衛装備品及び技術に係る情報保護に関する日本国防衛省とアラブ首長国連邦国防省との間の取決め第 1 項 3 に規定する秘密情報（「محظور」に秘密指定されたものを除	別紙様式第 3 8 特定秘密の保護に関する特約条項 (交付・保有) 第 2 条 〔同左〕 2 前項の交付を行う場合において、当該特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、特定秘密管理者は、特定秘密の表示に加え、当該各号に定める表示をするものとする。ただし、既に N A T O S E C R E T の表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。 (1)～(9) 〔同左〕 (10) 瑞国秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定第四条に基づく防衛装備品及び技術に係る情報保護に関する日本国防衛省とスウェーデン王国を代表する国防装備庁との間の取決め第 1 項に規定する秘密情報であって、スウェーデン王国政府から受領したものをいう。第 2 1 条第 3 項第 1 0 号において同じ。） 瑞国政府 〔号を加える。〕 〔号を加える。〕

く。)であって、アラブ首長国連邦国防省から受領したものをいう。第21条第3項第12号において同じ。) UAE政府 <u>(13)</u> 宇国秘密情報(情報の保護に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、ウクライナ政府から受領したものをいう。第21条第3項第13号において同じ。) 宇国政府 (特定秘密の表示等) 第21条 [略] 2 [略] 3 第1項の場合において、当該特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、乙は、前2項の表示に加え、当該各号に定める表示をしなければならない。ただし、既にNATO SECRETの表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。 (1)～(10) [略] <u>(11)</u> サウジ秘密情報 サウジ政府 <u>(12)</u> UAE秘密情報 UAE政府 <u>(13)</u> 宇国秘密情報 宇国政府	[号を加える。] (特定秘密の表示等) 第21条 [同左] 2 [同左] 3 第1項の場合において、当該特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、乙は、前2項の表示に加え、当該各号に定める表示をしなければならない。ただし、既にNATO SECRETの表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。 (1)～(10) [同左] [号を加える。] [号を加える。] [号を加える。]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

改 正 後	改 正 前
別紙様式第 3 9 装備品等秘密の保全に関する特約条項 (送達) 第 2 条 〔略〕 2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、甲は、装備品等秘密の表示に加え、当該各号に定める表示を付すものとする。ただし、既に NATO CONFIDENTIAL 又は NATO RESTRICTED の表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。 (1)～(9) 〔略〕 (10) 瑞国秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定第四条に基づく防衛装備品及び技術に係る情報保護に関する日本国防衛省とスウェーデン王国を代表する国防装備庁との間の取決め第 1 項に規定する秘密情報であって、<u>スウェーデン王国国防装備庁</u>から受領したものをいう。第 6 条第 2 項第 1 0 号において同じ。） 瑞国政府 <u>(11)</u> サウジ秘密情報（防衛協力及び交流の過程で取得される情報の保護に関する日本国防衛省とサウジアラビア王国国防省との間の取決め第 1 項 a に規定する秘密情報であって、サウジアラビア王国国防省から受領したものをいう。第 6 条第 2 項第 1 1 号において同じ。） サウジ政府 <u>(12)</u> UAE 秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定第五条に従って作成される防衛装備品及び技術に係る情報の保護に関する日本国防衛省とアラブ首長国連邦国防省との間の取決め第 1 項 3 に規定する秘密情報（「محظور」に秘密指定されたものを除く。）であって、アラブ首長国連邦国防省から受領したものをいう。第 6 条第 2 項第 1 2 号において同じ。） U	別紙様式第 3 9 装備品等秘密の保全に関する特約条項 (送達) 第 2 条 〔同左〕 2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、甲は、装備品等秘密の表示に加え、当該各号に定める表示を付すものとする。ただし、既に NATO CONFIDENTIAL 又は NATO RESTRICTED の表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。 (1)～(9) 〔同左〕 (10) 瑞国秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定第四条に基づく防衛装備品及び技術に係る情報保護に関する日本国防衛省とスウェーデン王国を代表する国防装備庁との間の取決め第 1 項に規定する秘密情報であって、<u>スウェーデン王国政府</u>から受領したものをいう。第 6 条第 2 項第 1 0 号において同じ。） 瑞国政府 〔号を加える。〕 〔号を加える。〕

A E 政府 <u>(13)</u> 宇国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定第 1 条 a に規定する秘密情報であって、ウクライナ政府から受領したものをいう。第 6 条第 2 項第 1 3 号において同じ。） 宇国政府 （装備品等秘密の表示等） 第 6 条 〔略〕 2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、乙は、装備品等秘密及び登録番号等の表示に加え、当該各号に定める表示を付さなければならない。ただし、既に N A T O C O N F I D E N T I A L 又は N A T O R E S T R I C T E D の表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。 (1)～(10) 〔略〕 <u>(11)</u> サウジ秘密情報 サウジ政府 <u>(12)</u> U A E 秘密情報 U A E 政府 <u>(13)</u> 宇国秘密情報 宇国政府	〔号を加える。〕 （装備品等秘密の表示等） 第 6 条 〔同左〕 2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、乙は、装備品等秘密及び登録番号等の表示に加え、当該各号に定める表示を付さなければならない。ただし、既に N A T O C O N F I D E N T I A L 又は N A T O R E S T R I C T E D の表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。 (1)～(10) 〔同左〕 〔号を加える。〕 〔号を加える。〕 〔号を加える。〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	